

# 札幌国際芸術祭 2017 広告出稿等業務

## 基本的な仕様

### 1 業務名

札幌国際芸術祭 2017 広告出稿等業務

### 2 目的

平成 29 年 8 月 6 日から 10 月 1 日まで開催される札幌国際芸術祭(以下、「SIAF」という。) 2017 について、認知度向上につながるような効果的な広告を出稿することで、興味喚起を促し、チケット販売促進や来場につなげる。

### 3 委託期間

契約締結日から平成 29 年 10 月 7 日まで

### 4 委託予定上限額

3,240 千円 (税込)

### 5 業務内容

#### (1) 広告出稿

屋外 (札幌駅前通地下歩行空間は除く)、新聞、テレビ、ウェブサイト、SNS などの広告枠の獲得、広告物の作成及び掲出。

ただし、広告物のデザインについては原則、委託者が行う。

### 6 留意事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打ち合わせの上、作業すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打合せ、外部への説明等を行うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど分かりやすいものとする。
- (3) 受託者は、常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。
- (4) 業務に質疑が生じた場合は、委託者と協議し、指示を受けること。
- (5) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行にあたること。
- (6) 受託者は、業務を通じて知りえた個人情報を、本業務の履行期間及び履行

後において第三者に漏らしてはならない。

- (7) 受託者は、当該委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に関する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (8) 業務の履行に関しては、環境負荷の低減に努めること。
- (9) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、指示を受けること。